

## 支給までの流れ

**1** 母子健康手帳をもらったら…  
家族や勤務先と相談  
勤務先へ育児休業の申出書等の提出

**2** 市へ奨励金届出書の提出  
○提出期限  
育休が始まる日の7日前から  
育休が始まって30日以内

**3** 育児休業取得

**4** 市へ申請書兼実績報告書等の提出

○提出期限  
①職場復帰した日から45日以内  
②職場復帰した日の属する  
年度の3月31日  
※①②のいずれか早い日まで

**5** 市で書類確認、支給（不支給）を決定

**6** 奨励金交付請求書の提出  
（支給決定の場合）

**7** 奨励金の支給

## 日数の数え方

✓ 連続する7日以上1か月未満の場合  
（勤務を要しない日を除く。）

例 【出生日】 2026/6/11 【育休期間】 2026/6/11～6/19

6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

育休期間:7日間

支給額 = 5万円

※土日が公休日の場合

✓ 連続する1か月以上の場合

◎1か月とは、育児休業取得日から翌月同日の前日までを指します。

例 【出生日】 2026/10/7 【育休期間】 2026/10/7～2026/11/6

10月							11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	31	29	30					

育休期間:1か月

支給額 = 10万円

✓ 分割取得した日数が合計30日以上の場合

例 【出生日】 2026/8/22 【育休期間】 2026/9/1～9/15  
2026/12/5～12/19

9月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5						5
6	7	8	9	10	11	12	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26	20	21	22	23	24	25	26

育休期間:合計30日  
15日間+15日間

支給額 = 10万円

Q

特別休暇や有給休暇は  
育児休業になりますか。

A

育児・介護休業法に基づく  
育児休業であれば、本奨励金  
の対象です。まずは勤務先へ  
ご相談ください。



Q

育児休業を取得したら収入が  
減ってしまうのが心配です。

A

雇用保険から、育児休業給付が支  
給されます。給付額は休業開始か  
ら180日間は賃金の67%、それ以  
降は50%です。さらに令和7年4月  
からは、一定の条件を満たすと、  
出生後休業支援給付（育児休業給  
付に13%上乘せ）も支給されま  
す。詳細については、勤務先へご  
相談ください。